

# 福井県報

号外第24号  
令和6年  
3月29日(金)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

## 規 則

※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(三〇・児童家庭課)……………二

※里親委託等取扱規則の一部を改正する規則(三一・同)……………四

※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(三二・地域医療課)……………六

※福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(三三・同)……………七

※福井県財務規則の一部を改正する規則(三四・審査指導課)……………二一

教育委員会訓令

※福井県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(一・教育政策課)……………二五

内水面漁場管理委員会指示

○この取扱いの制限(六一二)……………二八

内水面漁場管理委員会告示

○この取扱いの制限に係る水域の範囲(二)……………二八

規則

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県若草寮管理規則の一部改正)

第一条 福井県若草寮管理規則(昭和五十七年福井県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(入寮)

第二条 若草寮に入寮しようとする者は、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、入寮の可否について決定するものとする。

(自立支援等)

第三条 若草寮の長(以下「寮長」という。)は、入寮者の自立支援を行うため

入寮者の意向を踏まえ、各入寮者ごとに個別支援計画を作成し、入寮者の心身の健康回復および生活(就労および就学を含む。)に関する支援等を行うものとする。

(退寮)

第四条 在寮者の退寮は、知事の決定に基づいて行うものとする。

(入寮)

第二条 若草寮に入寮しようとする要保護女子は、入寮申請書(様式第一号)を総合福祉相談所長(以下「所長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の入寮申請書の提出があつたときは、当該要保護女子の若草寮への入寮を若草寮の長(以下「寮長」という。)に委託するものとする。

3 前項の規定による委託は、入寮依頼書(様式第二号)および身上相談書(様式第三号)を寮長に送付するものとする。

4 要保護女子の入寮は、入寮依頼書および身上相談書に基づき、知事が決定する。

(入寮時の措置)

第三条 寮長は、新たに入寮した者について、速やかに、心身の状態、経歴、教養の程度、技能その他身上に関する調査を行い、本人に適応する措置を講じなければならない。

(処遇)

第四条 寮長は、在寮者の処遇については、その心身の状態に応じて、快適で明るい環境において、規律ある生活ができるよう努めなければならない。

(生活指導)

第五条 寮長は、親愛の情をもつて在寮者の生活指導に当たるとともに、処遇または一身上の事情について相談を受けるため、随時面接指導を行わなければならない。

2 寮長は、日課を定めて在寮者に厳守させなければならない。ただし、健康等の理由によりこれに耐えられない者については、その状態を十分考慮しなければならない。

<p>第五條 この規則に定めるもののほか、若草寮の管理に関し必要な事項は、寮長が定める。</p> <p>(その他)</p>	<p>3 寮長は、在寮者の勤労については、各自の健康および特性に基づき、勤労意欲を向上させるよう指導しなければならない。</p> <p>4 寮長は、在寮者が健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、勤労、読書等の習慣を付けるよう指導しなければならない。</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第六條 在寮者は、寮長が定める在寮者心得および日課ならびに寮長の指導に従い、規律ある生活を行うよう努めなければならない。</p> <p>(外出または外泊)</p> <p>第七條 寮長は、在寮者から外出または外泊の申出を受けたときは、指導上支障のない範囲において、承認を与えなければならない。</p> <p>(作業)</p> <p>第八條 在寮者の作業は、寮長の定めた計画に基づき行われなければならない。</p> <p>2 寮長は、その定めた作業以外に内職を希望する者があつたときは、指導上支障のない範囲において、承認を与えなければならない。</p> <p>3 寮長は、作業を実施するときは、在寮者の体力に応じた作業量および労働時間を与えるよう留意しなければならない。</p> <p>(退寮)</p> <p>第九條 知事は、在寮者から退寮の申出を受けたときまたは在寮者に收容保護を必要としない事由が生じたときは、その旨を所長に通知し、その意見を求めなければならない。</p> <p>2 知事は、在寮者が寮長の定める入寮者心得に違反するなど收容者として不適当と認められる行為をしたときは、直ちに、その旨を所長に通知し、その意見を求めなければならない。</p> <p>3 在寮者の退寮は、前二項の規定による所長の意見に基づき、知事が決定する。</p> <p>(死亡時の措置)</p> <p>第十條 寮長は、在寮者が死亡したときは、速やかに、死因、死亡の日時および場所その他必要な事項を所長に報告するとともに、遺留金品等があるときは、これを所長に引き継がなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第十一條 この規則に定めるもののほか、若草寮の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て寮長が定める。</p>
---	--

様式を削る。

(福井県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第二條 福井県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年福井県規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条、第五条関係）				別表第一（第二条、第五条関係）			
種類	区分	公益的施設	特定施設	種類	区分	公益的施設	特定施設
一 建築物	1・2（略）	（略）	（略）	一 建築物	1・2（略）	（略）	（略）
3 社会福祉施設	（一）～（四）（略）	（五） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設	すべてのもの	3 社会福祉施設	（一）～（四）（略）	（五） 売春防止法（昭和三十一年法律百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設	すべてのもの
二～四（略）	4～19（略）	（六）～（七）（略）	（略）	二～四（略）	4～19（略）	（六）～（七）（略）	（略）

（中国残留邦人等に対する支援給付および特定配偶者に対する配偶者支援金の支給に関する規則の一部改正）  
 第三条 中国残留邦人等に対する支援給付および特定配偶者に対する配偶者支援金の支給に関する規則（平成二十年福井県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第七号（裏面）中「（五）」を「（六）」に改める。  
 （福井県売春防止対策本部規則の廃止）

第四条 福井県売春防止対策本部規則（昭和三十三年福井県規則第八号）は、廃止する。

（福井県婦人保護施設の設定および運営の基準に関する条例施行規則の廃止）

第五条 福井県婦人保護施設の設定および運営の基準に関する条例施行規則（平成二十五年福井県規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

里親委託等取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十一号

里親委託等取扱規則の一部を改正する規則

里親委託等取扱規則（平成十三年福井県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

(表)

里親申請書	受付年月日		※年月日					
	整理番号	※第	号					
※児童相談所		※相談所						
里親の種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親				
住所	〒 電話番号( )							
本籍								
別称								
氏名・性別	(性別 男・女)		(性別 男・女)					
生年月日	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)						
個人番号								
職業	別紙のとおり							
履歴	別紙のとおり							
健康状態	別紙のとおり							
里親を希望する理由								
希望児童	年齢	性別	その他					
養育の期間	1年以内の期間を定めて養育を希望する ・ 特段の希望はない							
住居の状況	自家・借家(アパート・マンション) ・ その他( ) 敷地 m <sup>2</sup> 建物 m <sup>2</sup>							
同居状況	氏名	個人番号	生年月日(年齢)	性別	続柄	健康状態	職業	備考
			年 月 日(歳)	男・女				
			年 月 日(歳)	男・女				
			年 月 日(歳)	男・女				
			年 月 日(歳)	男・女				
			年 月 日(歳)	男・女				
研修修了(見込み)年月日	養育里親	年月日	養子縁組里親	年月日	専門里親	年月日		
養育里親名簿に登録されたことのある都道府県名								
養子縁組里親名簿に登録されたことのある都道府県名								
専門里親の資格要件該当事由								
上記のとおり申請します。 年 月 日 氏名								
福井県知事 様								

(裏)

(記載上の注意)

- この申請書は、里親希望者が記入すること。
- 「里親の種類」欄には、希望する里親を○で囲むこと。
- ※印刷欄は、記入しないこと。
- 「職業」欄には、職業名を記入すること。なお、自営、勤務、自由業、無職等の別を明らかにし、自営のときは農業、水産業、林業、工業、鉱業、商業、土建業、運輸業、その他のうちいずれかを、勤務のときは事業所名、事業種別、仕事の内容、地位等を、自由業のときはその職名を記入すること。
- 「健康状態」欄には、現在の健康状態を記入すること。以前に重い病気をしたことがあればその病名を書き添えること。
- 「里親を希望する理由」欄には、できるだけ具体的に記入すること。
- 「希望児童」の「その他」欄には、希望条件を具体的に記入すること。
- 「養育の期間」欄には、児童を預かろうと思う期間の希望の有無について○で囲むこと。
- 「同居人の状況」欄には、同居の家族のほか学生等で下宿している者も記入すること。
- 「研修修了(見込み)年月日」、「養育里親名簿に登録されたことのある都道府県名」、「養子縁組里親名簿に登録されたことのある都道府県名」の各欄は、該当する場合に記入すること。
- 「専門里親の資格要件該当事由」、「専門里親研修修了(見込み)年月日」の各欄は、専門里親を希望する場合に記入すること。
- この申請書には、里親希望者およびその同居の家族の履歴書、里親希望者の居住する家屋の平面図および希望する里親の種類に応じて受講が必要な研修を修了していることを証する書類を添付すること。

附則

- 1 (施行期日)  
この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の里親委託等取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十二号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和二十五年福井県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第三条関係）	区分	別表（第三条関係）	区分
一～七 (略)	金額	一～七 (略)	金額
八 (略)	(略)	八 (略)	(略)
九 五種混合	二〇、二七〇円	九 (略)	(略)
十 (略)	(略)	十 (略)	(略)
十一 (略)	(略)	十一 (略)	(略)
十二 (略)	(略)	十二 (略)	(略)
十三 (略)	(略)	十三 (略)	(略)
十四 (略)	(略)	十四 (略)	(略)
十五 (略)	(略)	十五 (略)	(略)
十六 (略)	(略)	十六 (略)	(略)
十七 (略)	(略)	十七 (略)	(略)
十八 (略)	(略)	十八 (略)	(略)
十九 (略)	(略)	十九 (略)	(略)
二十 (略)	(略)	二十 (略)	(略)
二十一 (略)	(略)	二十一 (略)	(略)
二十二 (略)	(略)	二十二 (略)	(略)
二十三 (略)	(略)	二十三 (略)	(略)
二十四 (略)	(略)	二十四 (略)	(略)
二十五 (略)	(略)		

二十六 (略)

(略)

二十五 (略)

(略)

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十三号

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則(平成二十年福井県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(指定医療機関)

第二条 (略)

(専門研修)

第二条の二 条例第二条第三号に規定する規則で定める研修は、臨床研修を修了した医師の専門性を高めるための研修とする。

(医師少数区域等)

第二条の三 条例第二条第八号に規定する規則で定める区域等は、県内市町のうち福井市、あわら市、坂井市および永平寺町以外の市町とする。

(診療科)

第三条 (略)

2 条例第三条第四項ならびに第十条第一項第三号ロおよび第四号イの規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。

一 内科

二 小児科

三 産科

四 総合診療科

五 救急科

六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に認めた診療科

(修学資金等の貸与等)

第四条 修学資金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 一三 (略)

(指定医療機関)

第二条 (略)

(診療科)

第三条 (略)

第四条 修学資金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 一三 (略)



四 修学専門研修資金(条例第三条第四項第一号に掲げる者に貸与するものに限る。) 月額十四万四千六百五十円

五 修学専門研修資金(条例第三条第四項第二号に掲げる者に貸与するものに限る。) 月額二十万円

2 5 (略)

6 第一項第四号および第五号に定める修学専門研修資金の貸与は、毎年度、四月から九月までの期間分の修学専門研修資金を当該年度の六月までに、十月から翌年の三月までの期間分の修学専門研修資金を当該年度の十月に行うものとする。ただし、当該修学専門研修資金の最初の貸与を行うときは、この限りでない。

7 (略)

8 修学資金等の貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

三 修学専門研修資金(条例第三条第四項第一号に掲げる者に貸与するものに限る。) 二年以内

四 修学専門研修資金(条例第三条第四項第二号に掲げる者に貸与するものに限る。) 三年以内

(貸与の休止から除外される修学資金等)

第五条 条例第七条第一項の規則で定める修学資金等は、第四条第一項第一号に規定する修学資金とする。

(貸与の申請)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一 二 (略)

四 誓約書(様式第一号の二)

2 修学研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第三項第一号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学研修資金貸与申請書(様式第二号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 誓約書(修学研修)(様式第二号の二)

3 修学研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第三項第二号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学研修資金貸与申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

2 5 (略)

6 (略)

7 修学資金等の貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

(貸与の休止から除外される修学資金等)

第五条 条例第七条第一項の規則で定める修学資金等は、第五条第一項第一号に規定する修学資金とする。

(貸与の申請)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一 二 (略)

四 誓約書(様式第二号)

2 修学研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第三項第一号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学研修資金貸与申請書(様式第一号の二)に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 誓約書(様式第二号の二)

3 修学研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第三項第二号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学研修資金貸与申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。



一・二 (略)

三 誓約書(修学研修)

4 修学研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第三項第三号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学研修資金貸与申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 誓約書(修学研修)

5 修学専門研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第四項第一号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学専門研修資金貸与申請書(様式第二号の三)に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一 大学の在学証明書

二 戸籍抄本

三 誓約書(修学専門研修)(様式第二号の四)

6 修学専門研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第四項第二号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学専門研修資金貸与申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一 専門研修を受ける医療機関の開設者または管理者の推薦書(様式第二号の五)

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の六第二項の臨床研修修了登録証の写し

三 戸籍抄本

四 誓約書(修学専門研修)

(選考および決定通知)

第八条 知事は、第六条の規定による医師確保修学資金貸与申請書、医師確保修学研修資金貸与申請書または医師確保修学専門研修資金貸与申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、医師確保修学資金等貸与決定通知書(様式第三号)により申請者に通知するものとする。

(勤務期間等の計算)

第十三条 条例第十条第一項第一号の規定により返還の免除をする場合における同号二に規定する勤務期間、同項第二号の規定により返還の免除をする場合における同号二の医師として勤務した期間、同項第三号の規定により返還の免除

一・二 (略)

三 誓約書(様式第二号の三)

4 修学研修資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第三項第三号に掲げる者に限る。)は、医師確保修学研修資金貸与申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 誓約書(様式第二号の四)

(選考および決定通知)

第八条 知事は、第七条の規定による医師確保修学資金貸与申請書または医師確保修学研修資金貸与申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、医師確保修学資金等貸与決定通知書(様式第三号)により申請者に通知するものとする。

(勤務期間等の計算)

第十三条 条例第十条第一項第一号の規定により返還の免除をする場合における同号二に規定する勤務期間および同項第二号の規定により返還の免除をする場合における同号二の医師として勤務した期間(以下この条において「勤務期間

をする場合における同号ハの医師として勤務した期間および同項第四号の規定により返還の免除をする場合における同号ロの医師として勤務した期間（以下この条において「勤務期間等」という。）の計算については、月数によるものとし、勤務期間等の開始の日の属する月から勤務期間等の終了の日の属する月までを算入するものとする。

2 (略)

3 第一項の規定により勤務期間等を計算する場合において、一週間当たりの勤務時間が三十二時間未満である勤務（以下この項において「短時間勤務」という。）の期間があるときは、当該期間は、当該期間の月数に、当該短時間勤務に係る一週間当たりの勤務時間を当該短時間勤務をしなかった場合における一週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）として計算するものとする。

(届出)

第十六条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに変更事項等届出書（様式第十号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

一 八 (略)

九 臨床研修または専門研修を開始し、中断し、再開し、中止し、または修了したとき。

十 十一 (略)

十二 修学研修資金の被貸与者が第三条第一項に掲げる診療科に勤務しなくなったとき。

十三 修学専門研修資金の被貸与者が第三条第二項に掲げる診療科に勤務しなくなったとき。

十四 (略)

2 被貸与者は、前項第一号から第十三号までのいずれかに該当し、その旨を届け出る場合には、同項の変更事項等届出書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

様式第一号から様式第二号までを次のように改める。

等」という。）の計算については、月数によるものとし、勤務期間等の開始の日の属する月から勤務期間等の終了の日の属する月までを算入するものとする。

2 (略)

(届出)

第十六条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに変更事項等届出書（様式第十号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

一 八 (略)

九 条例第二条第二号の臨床研修を開始し、中断し、再開し、中止し、または修了したとき。

十 十一 (略)

十二 修学研修資金の被貸与者が第四条各号に規定する診療科に勤務しなくなったとき。

十三 (略)

2 被貸与者は、前項第一号から第十二号までのいずれかに該当し、その旨を届け出る場合には、同項の変更事項等届出書にその事実を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

様式第1号（第6条関係）  
（表面）

## 医師確保修学資金貸与申請書

年 月 日

福井県知事

様

申請者 氏名

医師確保修学資金の貸与を受けたいので、福井県医師確保修学資金等貸与条例第3条第1項（第2項）または第5項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸与を受けようとする期間 年 月から 年 月まで

大学入学金の減免 無 有（減免額 円）

ふりがな氏名 生年月日 年 月 日 年齢 満 歳

本籍 郵便番号 ( ) 電話番号 ( )

住所 郵便番号 ( ) 電話番号 ( )

出身高校 所在地 都・道・府・県 卒業年月 年 月

大 学 入 学 年 月 卒業見込 年 月

勤務する科 (※自治医科大学の場合のみ) 内科 小児科 産科 総合診療科 救急科 その他 ( )

ふりがな氏名 続柄 年齢 職 業 勤 務 先 年 取 住 所

家族の状況

（裏）

（記載上の注意）

- この申請書は、里親希望者が記入すること。
- 「里親の種類」欄には、希望する里親を○で囲むこと。
- ※印刷欄は、記入しないこと。
- 「職業」欄には、職業名を記入すること。なお、自営、勤務、自由業、無職等の別を明らかにし、自営のときは農業、水産業、林業、工業、鉱業、商業、土建業、運輸業、その他のうちのいずれかを、勤務のときは事業所名、事業種別、仕事の内容、地位等を、自由業のときはその職名を記入すること。
- 「健康状態」欄には、現在の健康状態を記入すること。以前に重い病気をしたことがあればその病名を書き添えること。
- 「里親を希望する理由」欄には、できるだけ具体的に記入すること。
- 「希望児童」の「その他」欄には、希望条件を具体的に記入すること。
- 「養育の期間」欄には、児童を預かろうと思う期間の希望の有無について○で囲むこと。
- 「同居人の状況」欄には、同居の家族のほか学生等で下宿している者も記入すること。
- 「研修修了（見込み）年月日」、「養育里親名簿に登録されたことのある都道府県名」、「養子縁組里親名簿に登録されたことのある都道府県名」の各欄は、該当する場合に記入すること。
- 「専門里親の資格要件該当事由」「専門里親研修了（見込み）年月日」の各欄は、専門里親を希望する場合に記入すること。
- この申請書には、里親希望者およびその同居の家族の履歴書、里親希望者の居住する家屋の平面図および希望する里親の種類に応じて受講が必要な研修を修了していることを証する書類を添付すること。

様式第1号の2（第6条関係）

誓約書（修学）

私は、医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、福井県医師確保修学資金等貸与条例および福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、学業に専念し、『キャリア形成卒前支援プログラム』への参加および大学卒業後は『福井県医師確保修学資金 奨学生の卒後勤務に関する考え方』に基づき、県内において臨床研修を受け、臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において医師として勤務することを誓います。

年 月 日

申請者 氏名

福井県知事 様

様式第2号（第6条関係）  
（表面）

医師確保修学研修資金貸与申請書

年 月 日

福井県知事

様

申請者 氏名

医師確保修学研修資金の貸与を受けたいので、福井県医師確保修学資金等貸与条例第3条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸与を受けようとする期間 年 月から 年 月まで

大学授業料の減免 無 有（減免額 円）

ふりがな氏名 生年月日 年 月 日 年齢 満 歳

本籍 電話番号 ( ) ( )

住所 郵便番号 一 電話番号 ( ) ( )

住 所 郵便番号 一 電話番号 ( ) ( )

本省先住所 郵便番号 一 電話番号 ( ) ( )

申請者本人 学校名 所在地 卒業年月 年 月

出身高校 所在地 卒業年月 年 月

大学 学校名 所在地 卒業(見込)年月 年 月

臨床研修を受ける病院 病院名 所在地 勤務開始(見込)年月 年 月

勤務する科 内科 ・ 小児科 ・ 産科 ・ 総合診療科 ・ その他 ( )

勤務する科 外科 ・ 整形外科 ・ 麻酔科 ・ 救急科

勤務する科 泌尿器科 ・ その他 ( )

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

勤務する科 総務 勤務先 年収 (税込み) 住 所

家族の状況

(裏面)

ふりがな氏名	生年月日	年	月	日
	年齢	満	歳	
本籍				
住所	郵便番号	—	電話番号	( )
職業	勤務先			
年収 (税込み)	申請者との関係			
ふりがな氏名	生年月日	年	月	日
	年齢	満	歳	
本籍				
住所	郵便番号	—	電話番号	( )
職業	勤務先			
年収 (税込み)	申請者との関係			

保証人

様式第一号の二中「専修」を「専修（修学研修）」に改め、「学業に専念し、大学卒業後は臨床研修を受け」を置く。  
様式第二号の三を次のように改める。

様式第2号の3 (第6条関係)  
(表面)

医師確保修学専門研修資金貸与申請書

年 月 日

福井県知事

様

申請者 氏名

医師確保修学専門研修資金の貸与を受けたいので、福井県医師確保修学資金等貸与条例第3条第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸与を受けようとする期間	年 月から 年 月まで	円)
大学授業料の減免	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (減免額
ふりがな氏名	生年月日 年 月 日	年 月 日 満 歳
本籍	郵便番号	電話番号 ( ) ( )
住 所	郵便番号	電話番号 ( ) ( )
出身高校	所在地 都・道・府・県	卒業年月 年 月
大 学	入学年月 年 月	卒業(見込)年月 年 月
臨床研修病院(予定)	病院名	勤務地(見込)年月 年 月
専門研修病院(予定)	病院名	所在地 都・道・府・県
勤務する科	内科 総合診療科	小児科 産科 その他 ( )
ふりがな氏名	続柄 年齢 職 業 勤 務 先 (税込み)	住 所

家族の状況

(裏面)

ふりがな氏名	生年月日 年 月 日	満 歳
本籍	郵便番号	電話番号 ( ) ( )
住 所	郵便番号	電話番号 ( ) ( )
職 業 収 入 (税込み)	勤 務 先 申請者との関係	
ふりがな氏名	生年月日 年 月 日	満 歳
本籍	郵便番号	電話番号 ( ) ( )
住 所	郵便番号	電話番号 ( ) ( )
職 業 収 入 (税込み)	勤 務 先 申請者との関係	

保証人



様式第一号の四中「醫 務 書」を「醫 務 書（修学専門研修）」と、「医師確保修学研修資金」を「医師確保修学専門研修資金」と、「臨床研修」を「臨床研修」とした後、または専門研修」に改める。  
様式第二号の四の次に次の一様式を加える。

様式第2号の5（第6条関係）

推 薦 書

氏 名  
生年月日

上記の者は、 病院 科に 年 月に所属して専門研修を受けており、 年 月に専門研修を修了する見込みであって、福井県医師確保  
修学専門研修資金の貸付けを受けようとする者として適当と認められますので推薦しま  
す。

年 月 日

福井県知事 殿

医療機関の所在地  
医療機関の名称  
開設者または管理者の氏名 印

第二条 福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(診療科)

第三条 (略)

2 条例第三条第四項および第五項ならびに第十条第一項第一号ハただし書、第三号ロおよび第四号イの規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。

一 一六 (略)

(修学資金等の貸与等)

第四条 修学資金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 入学時に貸与する修学資金(条例第三条第一項または第二項の規定により貸与するものに限る。次号において同じ。) 三十八万二千元

二 (略)

二の二 在学中に貸与する修学資金(条例第三条第五項の規定により貸与するものに限る。) 月額十万円

三 一五 (略)

2 (略)

3 第一項第二号および第二号の二に定める修学資金の貸与は、毎年度、四月から九月までの期間分の修学資金を当該年度の五月に、十月から翌年の三月までの期間分の修学資金を当該年度の十月に行うものとする。

4 一八 (略)

(貸与の申請)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第一項または第二項の規定による貸与を受けようとするものに限る。)は、医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一 一四 (略)

2 修学資金の貸与を受けようとする者(条例第三条第五項の規定による貸与を受けようとするものに限る。)は、医師確保修学資金貸与申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一 自治医科大学の合格通知書の写し

二 自治医科大学の在学証明書

(診療科)

第三条 (略)

2 条例第三条第四項ならびに第十条第一項第三号ロおよび第四号イの規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。

一 一六 (略)

(修学資金等の貸与等)

第四条 修学資金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 入学時に貸与する修学資金 三十八万二千元

二 (略)

三 一五 (略)

2 (略)

3 第一項第二号に定める修学資金の貸与は、毎年度、四月から九月までの期間分の修学資金を当該年度の五月に、十月から翌年の三月までの期間分の修学資金を当該年度の十月に行うものとする。

4 一八 (略)

(貸与の申請)

第六条 修学資金の貸与を受けようとする者は、医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までにこれを知事に提出しなければならない。

一 一四 (略)

三 戸籍抄本

四 誓約書(修学・自治医科大学) (様式第一号の三)

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(届出)

第十六条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに變更事項等届出書(様式第十号)により、その旨を知事に届け出なければならない。

一〜十二 (略)

十三 修学資金(条例第三条第五項の規定により貸与するものに限る。)または修学専門研修資金の被貸与者が第三条第二項に掲げる診療科に勤務しなくなつたとき。

十四 (略)

2 (略)

様式第一号の二の次に次の一様式を加える。

2| (略)

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| (略)

(届出)

第十六条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに變更事項等届出書(様式第十号)により、その旨を知事に届け出なければならない。

一〜十二 (略)

十三 修学専門研修資金の被貸与者が第三条第二項に掲げる診療科に勤務しなくなつたとき。

十四 (略)

2 (略)

様式第1号の3(第6条関係)

誓約書(修学・自治医科大学)

私は、医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、福井県医師確保修学資金等貸与条例および福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の規定を遵守し、学業に専念し、『キャリア形成卒業前支援プログラム』への参加および自治医科大学卒業後は、県内において臨床研修を受け、臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において規則に定める診療科の医師として勤務することを誓います。

年 月 日

申請者 氏名

福井県知事 様

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後において修学資金等の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に修学資金等の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 第一条の規定による改正前の福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十四号

福井県財務規則の一部を改正する規則

福井県財務規則（昭和三十九年福井県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 金銭会計

第一節～第五節 (略)

第六節 雑則（第九十九条～第二百二十条）

第四章～第十五章 (略)

附則

(歳入の収納期限)

第三十八条 会計管理者、出納員および現金出納員（以下「会計管理者等」という。）、「指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）」ならびに「指定公金事務取扱者（法第二百四十三条の二第二項に規定する「指定公金事務取扱者」をいう。以下同じ。）」（歳入の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）が毎会計年度所属の歳入の収納をすることができる期限は、翌年度の五月三十一日（滞納繰越しに係る歳入の収納にあつては、当該年度の三月三十一日）までとする。

(歳出の支払期限)

第三十九条 会計管理者および指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。）が毎会計年度所属の歳出の支払をすることができる

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 金銭会計

第一節～第五節 (略)

第六節 削除

第四章～第十五章 (略)

附則

(歳入の収納期限)

第三十八条 会計管理者、出納員および現金出納員（以下「会計管理者等」という。）、「指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）」ならびに「令第五百八条第一項および第五百八条の二第一項の規定により歳入の徴収または収納の事務の委託を受けた者（以下「歳入事務受託者」という。）」が毎会計年度所属の歳入の収納をすることができる期限は、翌年度の五月三十一日（滞納繰越しに係る歳入の収納にあつては、当該年度の三月三十一日）までとする。

(歳出の支払期限)

第三十九条 会計管理者および令第六十五条の三第一項の規定により支出の事務の委託を受けた者（以下「支出事務受託者」という。）が毎会計年度所属の

期限は、翌年度の五月三十一日までとする。

(戻入戻出期限)

第四十条 令第五十九条の規定により戻入できる期限および令第六十五条の六の規定により戻出できる期限は、翌年度の五月三十一日までとする。

第六十五条 削除

歳出の支払をすることができる期限は、翌年度の五月三十一日までとする。

(戻入戻出期限)

第四十条 令第五十九条の規定により戻入できる期限および令第六十五条の七の規定により戻出できる期限は、翌年度の五月三十一日までとする。

(歳入の徴収または収納の委託)

第六十五条 令第五十八条第一項および第五十八条の二第一項の規定により歳入の徴収または収納の事務を私人に委託しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

2 歳入事務受託者は、知事が別に定める場合を除き、当月分の収納額について歳入事務受託者収納計算書を作成し、これを翌月十日までに歳入徴収者および会計管理者に送付しなければならない。

3 第五十七条第一項および第二項ならびに第五十九条の規定は歳入事務受託者の現金および証券の領収について、第五十八条第一項の規定は歳入事務受託者の現金および証券の払込みについて準用する。

4 令第五十八条第二項(令第五十八条の二第六項において準用する場合を含む。)の告示は、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

一 歳入事務受託者の氏名または名称および住所

二 委託事務の内容

三 委託期間

四 徴収または収納の方法

五 その他知事が必要と認める事項

5 令第五十八条の二第一項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 公金または光熱水費、電信電話料その他これらに類する経費の収納の事務を受託した実績があること。

二 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる十分な事業の規模を有し、かつ、その経営の状況が健全であること。

三 収納した公金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、第二項の歳入事務受託者収納計算書等を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により作成し、当該電磁的記録を電気通信回線を通じて県の使用に係る電子計算機に送信することができること。

(支出事務の委託)

第九十八条 第六十五条第一項の規定は、令第六十五条の三第一項の規定によ

第九十八条 削除



第六節 雑則

(公金事務の委託)

第九十九条 法第二百四十三条の二第二項の規定により公金事務(同項に規定する公金事務をいう。)を委託しようとするときは、契約書を作成しなければならない。

2 令第七十三条の二第二項に規定する知事が認めるその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、次に掲げるものとする。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

七 第一号および第二号に掲げる歳入に係る延滞金ならびに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

3 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定めるその収納に関する事務を委託することができる歳入(歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。)は、指定公金事務取扱者が収納することによりその収入の確保および住民の便益の増進に寄与すると認められるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国または他の普通地方公共団体から交付される歳入

二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入および繰越金

4 指定公金事務取扱者(歳入の徴収または歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)は、第一項の契約書に定める日までにその徴収した歳入またはその収納した歳入等を指定金融機関等に払い込まなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、前項の規定により払い込みをしたときは、収納計算書を作成し、契約書に定める日までに歳入徴収者または歳入歳出外現金等出納通知者に提出しなければならない。

6 指定公金事務取扱者(歳入の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)は、その支払を終了したときは、支出の結果を報告する書

り支出の事務を私人に委託しようとする場合に準用する。

2 第七十四条から第七十六条までならびに第七十七条第一項および第二項の規定は、支出事務受託者について準用する。

第六節 削除

第九十九条から第二百二十条まで 削除

類により、支出命令者を経由して会計管理者に報告しなければならない。  
 7 第七十四条から第七十六条までならびに第七十七条第一項および第二項の規定は、指定公金事務取扱者について準用する。  
 第百条から第二百条まで 削除

(購入による取得等)  
 第二百二十五条 (略)

2・3 (略)

4 契約担当者は、第二項の手續を完了したときは、その旨を物品管理者に通知しなければならない。

5・7 (略)

(損害賠償責任を負う職員)

第二百二十九条 法第二百四十三条の二の八第一項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で同項の規定によりこの規則で指定するものは、次の表の上欄に掲げる行為の種類に区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる損害賠償責任を負う職員とし、これらの職員は、故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠つたことにより県に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

一〇五 (略)	行為の種類	(略)	損害賠償責任を負う職員
---------	-------	-----	-------------

(検査および検査事項)

第二百三十一条 部長等および会計管理者は、会計事務の適正を期するため、本庁およびかに属する会計事務ならびに指定公金事務取扱者の会計事務の取扱について、毎年度一回以上検査しなければならない。

2・4 (略)

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二百二十五条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する従前の公金事務を行わせる場合の同項に規定する従前の公金事務を行わせている者に対する改正後の福井県財務規則の規定の適用については、なお従前の例による。

(購入による取得等)  
 第二百二十五条 (略)

2・3 (略)

4 契約担当者は、前項の手續を完了したときは、その旨を物品管理者に通知しなければならない。

5・7 (略)

(損害賠償責任を負う職員)

第二百二十九条 法第二百四十三条の二の二第一項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員で同項の規定によりこの規則で指定するものは、次の表の上欄に掲げる行為の種類に区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる損害賠償責任を負う職員とし、これらの職員は、故意または重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことまたは怠つたことにより県に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

一〇五 (略)	行為の種類	(略)	損害賠償責任を負う職員
---------	-------	-----	-------------

(検査および検査事項)

第二百三十一条 部長等および会計管理者は、会計事務の適正を期するため、本庁およびかに属する会計事務ならびに歳入事務受託者および支出事務受託者の会計事務の取扱いについて、毎年度一回以上検査しなければならない。

2・4 (略)

# 教育委員会訓令

## 福井県教育委員会訓令第1号

庁中一般  
各出先機関  
各教育機関

福井県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

福井県教育委員会

福井県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会事務決裁規程（昭和50年福井県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5項を次のように改める。

5 表彰、褒賞 および式典 に関する事 項	(1) 重要な教育委員会表彰に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/>					
	(2) 主務大臣に対する褒賞および叙勲の具申に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/>					
	(3) 教育委員会表彰に関すること。				<input type="checkbox"/>		
	(4) 主務大臣に対する褒賞（紺綬褒章に係るものに限る。）、叙位、高勲者叙勲および死亡叙勲の具申に関すること。				<input type="checkbox"/>		
	(5) 主務大臣に対する国の表彰の内申に関すること。				<input type="checkbox"/>		
	(6) 式典の開催に関すること。					<input type="checkbox"/>	

別表第8項から第10項までを次のように改める。

8 職員等の任 免、服務お よび研修に 関する事項	(1) 長期人事計画の策定に関する こと。	<input checked="" type="checkbox"/>					
	(2) 教育庁および教育機関の職員 （県立学校にあつては事務職員 に限る。）の任免その他の人事 （懲戒を除く。）に関する事項						
	ア 参事級以上の職員の任免そ の他の人事に関すること。	<input checked="" type="checkbox"/>					

イ 課長補佐級以下の職員の任 免その他の人事に関すること（ 兼務および育児休業等に係る 発令ならびに臨時的任用職員 および非常勤職員の任免その 他の人事に関するものを除く。 ）。	<input checked="" type="checkbox"/>					
ウ 課長補佐級以下の職員の兼 務および育児休業等に係る発 令ならびに臨時的任用職員お よび非常勤職員の任免その他 人事に関すること。				<input type="checkbox"/>		
(3) 県立学校の教職員（事務職員 を除く。）および県費負担教職 員の任免その他の人事（懲戒を除 く。）に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/>					
ア 校長、副校長および教頭の 任免その他の人事に関する事 項。						
イ 校長、副校長および教頭を 除く職員の任免その他の人事に 関すること（兼務および育児 休業等に係る発令ならびに臨 時的任用職員および非常勤職 員の任免その他の人事に関する ものを除く。）。	<input checked="" type="checkbox"/>					
ウ 校長、副校長および教頭を 除く職員の兼務および育児休 業等に係る発令ならびに臨時 的任用職員および非常勤職員 の任免その他の人事に関するこ と。				<input type="checkbox"/>		
(4) 懲戒処分に関する事項						
ア 教育庁および教育機関の職 員ならびに県費負担教職員の 懲戒処分の決定に関する事 項。	<input checked="" type="checkbox"/>					
イ 懲戒処分に関する事項						

イ 教育庁および教育機関の職員ならびに県費負担教職員の懲戒のうち戒告処分に関すること。		◎						
(5) 指導主事および社会教育主事(市町派遣の者を含む。)の採用および昇任の選考を行うこと。		◎						
(6) 社会教育主事の派遣について市町教育委員会教育長と協定を結ぶこと。			◎					
(7) 出張、休暇その他服務に関する事項								
ア 教育長の職務専念義務の免除および営利企業の従事に関すること。	◎							
イ 本庁の職員のうち学校教育監および副部長の出張、休暇その他服務に関すること。		◎						
ウ 本庁の職員のうち課長および参事の出張、休暇その他服務に関すること。				○				
エ 出先機関および教育機関の長の職員の4日以上の日休暇その他服務に関すること。				○				
オ 所属職員の出張、休暇その他服務に関すること。					○			
(8) 研修に関する事項								
ア 教育庁および教育機関の職員ならびに県費負担教職員の研修の実施に関する大綱の制定および海外派遣を伴う研修その他重要な研修の実施計画の決定に関すること。		◎						
イ 教育庁および教育機関の職員ならびに県費負担教職員の研修の実施計画の決定に関すること。				○				

職員等の給与、手当、旅費および福利厚生に関する事項	ること(海外派遣を伴うものおよび重要なものを除く。)							
	ウ 研修に参加する職員を決定すること。					○		
(1) 昇給および昇格に関する事項	(9) 職員団体と協定または協約を締結すること。	◎						
	(10) その他任免、服務および研修に関する事項のうち軽易な事項の処理に関すること。					○		
ア 教育庁および教育機関の職員(県立学校にあつては事務職員に限る。)のうち参事級以上の職員ならびに県立学校の教職員および県費負担教職員のうち校長、副校長、教頭の昇給(特別昇給を含む。)	イ 教育庁および教育機関の職員(県立学校にあつては事務職員に限る。)のうち参事級以上の職員を除く職員ならびに県立学校の教職員および県費負担教職員のうち校長、副校長および教頭を除く教職員の昇給(特別昇格を含む。)					○		
	ア 本庁の課長級以上の職員ならびに出先機関および教育機関の長の給与の減額に関すること。	◎						





## 内水面漁場管理委員会告示

### 福井県内水面漁場管理委員会告示第6-1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、こい(マゴイおよびニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

令和6年3月29日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 原田 進男

#### 第1 指示の内容

##### 1 持ち出しの禁止

公共用水面およびこれと連接一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生している若しくは発生している疑いがあると福井県知事が認めた場合は、当該水域において、食用に供する場合、採捕した同一水域内で増殖行為を行う場合および福井県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。

この場合、福井県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

##### 2 放流の制限

公共用水面およびこれと連接一体をなす水面にこいを放流する場合は、放流用のごい<sup>イ</sup>(1)、(2)の全てを満たしていること。

- コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたこいでないこと
- コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域に生息していたこいと水を介した接触がないこと

ただし、採捕したこいを採捕した同一水域内に再放流する場合は除く。

##### 第2 指示の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 内水面漁場管理委員会告示

### 福井県内水面漁場管理委員会告示第1号

福井県内水面漁場管理委員会告示第6-1号に基づき水域の範囲を次のように定める。

令和6年3月29日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 原田 進男

- 早瀬川水系(久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖ならびにこれらの湖に接続する河川本流および支流)
- 九頭竜川水系(九頭竜川本流および支流)
- 大聖寺川水系。但し、福井県内の水域に限る。(大聖寺川、北潟湖ならびに接続する河川本流および支流)